



# 新型コロナワクチン接種証明書


(※日本と、他の国で利用できます。)


接種証明書は、日本で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことを証明するためのものです。日本から他の国へ行く時、日本に着いた後のホテルなどで待つ間（待機期間）を短くしたい時、日本国内で、イベントや旅行に行きたい時など、色々な時に利用できます。

## ■ 誰が申し込みできますか？

 **日本でコロナワクチン接種を受けた人**

 **原則、日本以外の国でコロナワクチン接種を受けた人は、申し込みができません。**

 **① 紙の証明書**

 **② 電子（スマートフォン）の証明書**

## どこに申し込みますか？

ワクチン接種を受けた市町村で申し込みます。  
(住んでいる市町村のことが多い)

スマートフォンのアプリで申し込みます。  
(アプリダウンロード方法や申し込みについては、[デジタル庁ウェブサイト](#)を見てください。)

## 何が必要ですか？

**(1) 申請書 ※ 1**  
**(2) パスポート ※ 2**  
**(3) 接種券番号がわかるもの（接種券の「予診のみ」と書いてある部分、接種券番号が書いてある接種済証など ※ 3）**

※ 1 申請書は住んでいる市町村にあります。  
 ※ 2 ・接種証明書に書いてあるパスポート番号とパスポートに書いてある番号が違う時、接種証明書が使えなくなります。  
 ・接種証明書もらった後にパスポート番号が変わった時は、もう一度、新しい接種証明書を申し込んでください。  
 ・今、パスポートを新しく作っている人は、新しいパスポートができた後に接種証明書を申し込んでください。  
 ※ 3 (3) が無い時は、マイナンバーが書いてある書類（マイナンバーが書いてある住民票のコピーなど）を持って行ってください。マイナンバーが確認できる書類が無い時は、接種を受けた時の住所が書いてある書類を持って行ってください。

**(1) マイナンバーカード + 暗証番号 (=4つの数字 (####))**  
**(2) パスポート ※ 1**

注：暗証番号とは、マイナンバーカードを市町村などで受け取った時に決めた、4つの数字 (####) です。  
 注：スマートフォンのアプリを使うとき、マイナンバーカードとパスポートが必要で、(コピーはダメです。)

※ 1 ・接種証明書に書いてあるパスポート番号とパスポートに書いてある番号が違う時、接種証明書が使えなくなります。  
 ・接種証明書もらった後にパスポート番号が変わった時は、もう一度、新しい接種証明書を申し込んでください。  
 ・今、パスポートを新しく作っている人は、新しいパスポートができた後に接種証明書を申し込んでください。

## ★ご注意ください！

- 申し込みをする市区町村によって、必要なものが違う時があります。申し込みをする前に確認してください。
- 紙の証明書は、作るのに時間がかかります。早めに申し込んでください。
- 電子（スマートフォン）の証明書を申し込む時、ピンク色でプラスチックの「マイナンバーカード」が必要です。みどり色で紙の「通知カード」では申し込みができません。※「マイナンバーカード」を持っていない場合は、新しく申し込みをすることができますが、作るのに時間がかかります（1ヶ月ぐらい。)

## 質問がある時

申し込みをするところと手続きについて  
 申し込みをする市町村に聞いてください。

新型コロナワクチン接種証明書アプリの使い方について  
[デジタル庁ウェブサイト](#)をご確認ください。

## 接種証明書の一般的なこと・制度のことについて

厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター  
 電話番号：日本から 0120-761-770 (0円で電話できます)  
 日本以外から (+81) 50-3734-0348 (お金がかかります)  
 ・日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語：9時00分～21時00分  
 ・タイ語：9時00分～18時00分  
 ・ベトナム語：10時00分～19時00分